

水俣市元気村づくり条例

平成 13 年 9 月 21 日 条例第 27 号

水俣の農山漁村は、人々に食べ物や住まいなどの素材を提供するとともに、ふるさとの佇まいを水や森と関わり、長い間の営みによりつくりあげ、生産と暮らしと憩いの場を提供してきました。

その村の風景は、水俣だけでなくモンsoonアジアに属する南北に長い日本の、各地域固有の風土に暮らす営みが作りだした生存景観であり、水がつくった佇まいであり、明治期においては世界で一番美しいと称されていた風景でした。

水俣において、集落の佇まい、食、遊び、祭り、仕事など自然や生活文化遺産、産業遺産などを確認し、保存、育成、修復することにより、地域固有の風土と暮らしの醸し出す佇まいを風格あるものにし、自然と生産と暮らしがつながり常に新しいものをつくる力のある元気村づくりを進め、地域社会の発展に寄与するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、水俣の農山漁村において、豊かな村づくり、風格ある村の佇まいづくり及び交流の促進によって元気村づくりを進めるため、必要な施策の基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「豊かな村」とは、公的領域の貨幣経済、結い、もやいなどの共的領域の共同経済及び私的領域の自給自足経済という三つの経済活動がもたらす三つの豊かさが調和していることをいう。

2 この条例において「生活の旅」とは、農山漁村においてゆとりのある休暇を一定期間過ごすことをいう。

3 この条例において「風格ある村の佇まい」とは、地域固有の風土に暮らす営みがつくりだしてきた風格ある農山漁村の生存する景観をいう。

4 この条例において「村丸ごと生活博物館」とは、地域固有の風土と暮らしの醸し出す佇まいを風格あるものにし、地域社会の発展に寄与するため、地区の自然や生活文化遺産、産業遺産などを確認し、保存、育成、修復を図るとともに、生活環境の保全、再生、創造を行っている地区で、市長に指定された地区のことをいう。

5 この条例において「地区環境協定」とは、住民間で取り交わした地区の環境保全に関する住民の生活ルールをいう。

6 この条例において「生活学芸員」とは、村丸ごと生活博物館指定地区において、自然や生活文化、産業について調査、研究し、案内、説明のできる者をいう。

7 この条例において「生活職人」とは、元気村における生活文化をつくる熟練者をいう。

8 この条例において「事業者」とは、地区内において事業活動を行う者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、元気村づくりの指針を示すとともに、その促進に努めるものとする。

(住民の責務)

第4条 地区住民は、自ら進んで元気村づくりの推進に努めるとともに、市の実施する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、この条例の精神を重んじ、その事業活動によって地区の風格ある佇まいを損なわないよう自己の責任において、必要な措置を自ら進んで講ずるとともに、市の実施する施策に協力するものとする。

(自主的な活動の促進等)

第6条 市は、元気村づくりに関わる活動を積極的に行うものに対し、その自主的活動を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国などとの連携)

第7条 市は、元気村づくりを促進するため、必要があると認めるときは、国、県及び他の地方公共団体と連携し、その施策を推進するものとする。

(豊かな村づくり基盤の整備)

第8条 市は、元気村づくりに向け、農林水産業基盤、結い、もやいなどの共同経済基盤及び自給自足経済基盤の整備に努めることとする。

(風格ある村の佇まいづくり)

第9条 市は、風格ある村の佇まいづくりを地区と協働で推進する。

(交流の促進)

第10条 元気村づくりは、まちと村の交流により推進するものとし、市は、新たな旅の形である生活の旅の場とその機会の提供及び交流基盤の整備・充実を支援するものとする。

(村丸ごと生活博物館の指定)

第11条 元気村づくりは、村丸ごと生活博物館の指定を受けて行うものとする。

(生活環境保全等の方針)

第12条 村丸ごと生活博物館の指定を受けようとする地区は、地区の自然、生活文化遺産、産業遺産の確認、保存、育成、修復、その他地域の生活環境保全等に関する方針を定めなければならない。

(地区環境協定の締結)

第13条 村丸ごと生活博物館の指定を受けようとする地区は、環境保全のための地区環境協定を締結しなければならない。

(生活学芸員)

第14条 村丸ごと生活博物館の指定を受けようとする地区は、生活学芸員を置かなければならない。

2 生活学芸員は、市長が認定する。

(生活職人)

第15条 市は、元気村づくりの推進に向け、生活職人の育成に努めるものとする。

2 生活職人は、市長が認定する。

(環境マイスターの育成)

第16条 市は、元気村づくりの推進に向け、環境マイスターの育成に努めるものとする。

(財政措置)

第17条 市は、元気村づくりに関する施策の推進につき、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(指導等)

第18条 市は、元気村づくりのため必要な指導、助言等を事業者及び住民に行うことができる。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。